

情 個 審 答 申 第 3 号

令 和 7 年 8 月 5 日

答 申 書

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様

寝屋川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三成 美保

令和6年7月12日付け総総第678号で諮問のありました事案について、下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

寝屋川市長が、審査請求人に対し、令和5年11月24日付けま住第1085号で行った処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、令和5年11月9日、処分庁に対し、保有個人情報開示請求書の「請求に係る保有個人情報の内容」に「寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合総会議案書」と

記載して、保有個人情報の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

(2) 処分庁は、令和5年11月24日、本件開示請求に係る保有個人情報が存在しないことを理由に、開示しない旨の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行い、保有個人情報不開示決定通知書（令和5年11月24日付けま住第1085号）により審査請求人に通知した。

(3) 審査請求人は、令和5年12月4日、審査庁に対し、本件不開示決定の取消しを求める本件審査請求を行った。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

本件不開示決定に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

ア 寝屋川市長は請求に係る保有個人情報が存在しないためとしているが、審査請求書に添付した

a 寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合設立総会議案書 令和4年9月19日 資料1 別図 東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合対象区域の図面（以下「本件別図」という。）

b 寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合令和5年通常総会議案書令和5年7月9日 「東大利町（A街区）防災街区整備事業の都市計画に定める区域」資料地図

c 「東部大阪都市計画特定防災街区整備地区」の図面（この図面には、審査請求人所有の○町○ー○・○ー○の地番も明記されている。）

に法務局公図登記簿謄本を突き合わせば、容易に個人が特定できる。

よって、個人情報保護法第2条第1項第1号に規定する審査人の個人情報が含まれている。

イ 本件別図には、審査請求人が所有している寝屋川市○町○番○号の土地及び同○番○号の土地の各地番が記載されている。同地番に基づき、不動産登記簿謄本等の取得し、照合することで、審査請求人を識別する

ことが容易に可能であるから、本件別図に審査請求人を識別することができる情報が記載されていないとはいえない。

処分庁の判断には重大な事実誤認が存在していると言わざるを得ない。

ウ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 8 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第 5 条に違反しており、違法である。

(2) 処分庁の主張

ア 審査請求人が主張する本件別図には、寝屋川市駅西地区まちづくり勉強会区域及び寝屋川市東大利町（A 街区）防災街区整備事業準備組合（以下「本件準備組合」という。）が実施する東大利町（A 街区）防災街区整備事業の対象区域が示されている。

また、本件別図には、市内一定区域の道路、建物の配置が記載されているほか、町名、公園、公共施設等の名称が記載されているが、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）に基づく住居表示や、不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）に基づく地番等の記載はない。

これらの本件別図に関する事情を踏まえて検討すると、本件別図には審査請求人を識別することができる情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより開示請求者を識別することができることとなる情報を含む。）が存在しない。

イ 本件審査請求を受けて、処分庁において、改めて本件議案書を精査したが、審査請求人の主張する「令和 5 年通常総会議案書 令和 5 年 7 月 9 日 東大利町（A 街区）防災街区整備事業の都市計画に定める区域」資料地図及び「東部大阪都市計画特定防災街区整備事業地区」の図面は存在していなかった。

よって、処分庁は、当該資料地図及び図面を所有していない。

第 4 事実関係等の概要

当審査会が審議において審査庁が調査し、確認した内容及び当審査会が行った処分庁への聞き取りを基に認定した、判断の前提となる事実関係等の概要は、以下のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る保有個人情報とは、「寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合総会議案書」（以下「本件総会議案書」という。）に記録されている、審査請求人に係る保有個人情報であるところ、処分庁は、当該保有個人情報を保有していないとして、本件不開示決定を行った。

なお、本件総会議案書とは、次に掲げる本件準備組合の総会の議案書を総称するものである。

- ① 『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 設立総会議案書〔令和4年9月19日〕』（以下「設立総会議案書」という。）
- ② 『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 令和4年度第1回臨時総会議案書〔令和4年12月11日〕』
- ③ 『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 令和5年度第1回臨時総会議案書〔令和5年4月16日〕』
- ④ 『寝屋川市東大利町（A街区）防災街区整備事業準備組合 令和5年度通常総会議案書〔令和5年7月9日〕』（以下「令5通常総会議案書」という。）

そして、本件総会議案書は、本件準備組合が、寝屋川市まちづくり推進部住宅政策課所属の職員（現 寝屋川市都市デザイン部都市三課（住宅立地）所属の職員。以下「寝屋川市の職員」という。）からの依頼に応じ、寝屋川市に提供したものである。

- 2 設立総会議案書には、8ページに、「第1号議案 規約の制定について」の資料1の一部として、別図が存在する。当該別図は、前記第3.2(1)アa図面である（以下、当該別図を「設立総会議案書の別図」という。）。

また、審査請求人が審査請求書に添付した前記第3.2(1)アbの資料地図及びcの図面は、令和5年7月9日に開催した令和5年度通常総会の会場において本件準備組合が議案書とは別に配布した資料である（以下、当該資料地図及び図面を「令5通常総会時の配布資料」という。）。

第5 当審査会の判断

- 1 本件不開示決定の妥当性について
 - (1) 設立総会議案書の別図について

ア まず、設立総会議案書の別図については、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき寝屋川市が実施した公共測量の測量成果である都市計画基本図〔寝屋川市地形図（縮尺 2,500 分の 1）〕〔当該都市計画基本図は、測量法第 34 条に規定する「作業規程の準則」付録 7 の「公共測量標準図式」（以下「標準図式」という。）に準拠して作製されたものである。〕を、そのまま利用して作成された図面であると認められる。

イ そして、国土交通省国土地理院が策定した『地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（測量成果等編）』〔平成 23 年 9 月（令和 6 年 3 月一部改正）〕（以下「国土地理院ガイドライン」という。）では、標準図式に準拠して作製された都市計画基本図（標準図式を基にして、取得する事項を拡張している場合を除く。）は、個人に関する情報を含まないと考えられている（32 ページ・33 ページ）。

また、建物外周線は、建築物屋根の外周線を示すものであり、その情報単体では特定の個人を識別できる情報ではないとされている（69 ページ）。

さらに、住所の表記を地番まで表示した地図については、その情報を用いて容易に照合することができ、それによってその土地の所有者等が判明する情報を保有する主体においては、個人情報に該当すると考えられている（68 ページ）。

ウ 上記ア及びイを踏まえて検討すると、設立総会議案書の別図は、個人の属性等の情報は含まれていないことから、個人情報が記録されている図面ではないと認められる。

(2) 令 5 通常総会時の配布資料について

当審査会が、前記第 4. 1 により認定したとおり、寝屋川市の職員が提供を依頼したのはあくまでも本件準備組合の総会の議案書であるため、本件準備組合が寝屋川市に提供した令 5 通常総会議案書の中には、令 5 通常総会時の配布資料は、含まれていない。

そのため、処分庁は、令 5 通常総会時の配布資料を取得していないことが認められる。

(3) 情報公開法違反の主張について

審査請求人は、本件不開示決定は、情報公開法第5条の規定に違反しており、違法である旨を主張している。

しかしながら、本件不開示決定は、個人情報保護法第82条第2項の決定であり、情報公開法に基づく開示請求に対する措置でないことは明らかであることから、審査請求人の上記主張は結論に影響を及ぼさない。

(4) したがって、処分庁が本件不開示決定をしたことは妥当であり、本件不開示決定に何ら違法又は不当な点はない。

2 結論

以上のとおりであるから、当審査会は「審査会の結論」のとおりに答申する。